

**重度心身障害者医療費
を助成しています**

重度心身障害者の方が医療機関等で受診した場合、窓口の負担額から高額療養費等を控除した残額を助成（償還払い）します。

該当すると思われる方で、まだ「受給者資格登録」をされていない方は、福祉介護課にお問合せください。

～次のいずれかに
該当する方が対象です～

障害者手帳に記載されている「手帳交付日」時点で、65歳未満であり、

- 身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方
- 療育手帳④・A・Bをお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（ただし、精神科入院費は助成対象から除きます）
- 65歳になる前に後期高齢者医療広域連合の障害認定の対象となる障害手帳を取得した方で、65歳以降に障害認定を受けた方

問合せ 福祉介護課 障害福祉担当
☎☎155

小川町教育委員

10月1日付再任
細井 達男氏（小川）



小川町監査委員

9月7日付就任
松本 修三氏（青山）



国民年金のお知らせ

**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
が送付されます**

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。平成27年中（1月～12月）に納付した保険料が対象です。過去の年分や追納された保険料も含まれます。

1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日～12月31日に、今年をはじめ国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に送付されます。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の照会は、控除証明書のはがきに記載されている番号にお問合せください。

問合せ ◆町民生活課 ☎☎146
◆川越年金事務所 ☎049-242-2657

認知症の方を介護する家族の集い ～介護の悩みを話して心を軽くしませんか？～

認知症の方を介護する方が集まり、日ごろの悩みを話したり、聞いたりする集いの場です。お気軽にお越しください。

日時 12月4日（金）午前10時～正午（受付：9時30分～）
場所 パトリアおがわ 2階集会室1 対象 認知症の方を介護している家族
申込み 11月27日（金）まで（電話も可）
問合せ 小川町社会福祉協議会 地域包括支援センター ☎74-3461



広告

**秋の火災予防運動
11月9日（月）～15日（日）**

- 重点項目 ◆住宅防火対策の推進
◆放火火災防止対策の推進
◆特定防火対象物における防火安全対策の徹底
◆製品火災の発生防止に向けた取組の推進
◆多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

防火ポスター展

日時 11月9日（月）～15日（日）午前9時～
場所 リリックおがわ
内容 火災予防をテーマにした小学4年生の作品
防火ポスター表彰式 11月14日（土）午前10時～11時 小川消防署講堂



「無防備な心に火災がかくれんぼ」住宅防火いのちを守る7つのポイント

- 1 寝タバコは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。
- 4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する。
- 5 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する。
- 6 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 7 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ 小川消防署 指導係 ☎72-3565

*比企広域消防本部HPもご覧ください。 <http://www.hiki-saitama.jp/119/>

埼玉県最低賃金を改定しました

埼玉県最低賃金が10月1日から時間額820円に改定されました。

埼玉県最低賃金は、県内全ての労働者とその使用者に適用されます（産業により、特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります）。

問合せ ◆埼玉県労働局賃金室 ☎048-600-6205
◆川越労働基準監督署 ☎049-242-0892

11月は「いじめ撲滅強調月間」みんなの力でいじめをなくそう

広告